

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と22頁～27頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（4頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に御留意ください。

(2) 重複応募・受給の制限

- ① 2つの研究課題について、どちらも「研究代表者」として応募しようとする場合
【「研究代表者→研究代表者」型】（22頁参照）

一人の研究者が研究代表者として応募できるのは、同一の研究種目（審査区分）の場合、1研究課題です。したがって、同一の研究種目（審査区分）に同時に複数の応募をすることはできません（継続研究課題を有する場合、同一の研究種目（審査区分）に新規研究課題を応募することはできません。）。

（表中の「一」に該当するケース）

一人の研究者が2つの研究課題にそれぞれ研究代表者として重複応募しようとする場合、次のアからエの種類による重複の制限があります。

ただし、科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行った場合、及び「研究計画最終年度前年度の応募」（21頁「重複応募制限の特例」参照）の場合を除きます。

ア 1つの研究課題にのみ応募できる場合 （表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合

（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

エ 原則として重複応募を認めないが、付されている条件を満たす場合に限り双方の研究課題とも応募できる場合

〔基盤研究の審査区分「海外学術調査」に研究代表者として応募する場合、原則として基盤研究の審査区分「一般」に研究代表者として応募することはできません。ただし、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なる2つの研究をそれぞれ同一年度内に行う必要がある場合は除きます。〕

（表中の「★」に該当するケース）

② 研究代表者として応募する研究者が、他の研究課題の研究分担者として参画しようとする場合
【「研究代表者→研究分担者」型】（24頁参照）

一人の研究者がある研究課題に研究代表者として応募するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア 1つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。〕

③ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合
【「研究分担者→研究代表者」型】（26頁参照）

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、②と同様の重複の制限があります。

〔表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

④ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合
【「研究分担者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究については、2つの研究課題に研究分担者として参画することはできません。また、既に特別推進研究の研究分担者となっている場合に他の特別推進研究の研究分担者として参画することもできません。

(3) 受給制限のルール

重複制限のうち、「双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合にはいずれか一方の研究課題の研究のみ実施する」もの（受給制限）の取扱いはい以下のとおりとします。

「■」又は「□」に該当する応募で双方が採択された場合の取扱い

ア 「研究代表者」と「研究代表者」の場合（特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究代表者の場合など）に、重複制限の結果、定められたルールにより甲欄又は乙欄の研究種目のみを実施することになった場合、実施できない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。

イ 特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究分担者の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、特別推進研究以外の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

なお、「研究分担者」を削除すると研究が継続できない研究課題は、廃止（又は辞退）しなければなりません。

(4) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるよう」十分留意してください。あわせて、4 頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複制限は、研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- ④ 「重複制限一覧表」の確認に当たり、新学術領域研究（研究領域提案型）「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題への参画形態は特殊である（「平成 29 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（文部科学省）」参照）ため、次の点に注意してください。
 - ア 「新学術領域研究（研究領域提案型）「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題の研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。
 - イ 「新学術領域研究（研究領域提案型）「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題の研究分担者」は、「一般の計画研究（「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」で確認してください。
- ⑤ 受給制限により研究廃止する継続研究課題が、ア）平成 29 年度が最終年度であり、かつ、イ）平成 27 年度以前に採択された研究課題である場合には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書を平成 30 年 6 月 30 日までに提出しなければなりません。
- ⑥ 文部科学省が公募する研究種目において、「研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者」又は「平成 29 年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」に係る重複制限については、別表 1 を確認してください。
- ⑦ 日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関として本会に届け出ている研究機関において応募資格を得た場合には、「新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究」、「基盤研究（B・C）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究（A・B）」に限り応募することが可能です。
日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）の重複制限の確認に当たっては、特別研究員奨励費の交付を受けていない場合においても、別表 1 の「特別研究員奨励費（特別研究員）」を確認してください。
- ⑧ 重複制限が適用される研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）の計画研究（「総括班」及び「国際活動支援班」研究課題を含む）」、「基盤研究（S・A）」、「挑戦的研究（開拓）」、「研究活動スタート支援」）に応募した後、日本学術振興会特別研究員に採用され、応募した研究種目も採択された場合にはいずれか一方を選択することになります。
また、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が、採用期間中に重複制限が適用される研究種目へ応募することは認められません。
このため、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ⑨ 科研費と他の競争的資金制度との間には重複制限は設けていませんが、4 頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。特に、特別推進研究の審査では、戦略的創造研究推進事業により助成されることが戦略目標に照らし相応しい研究課題については、原則採択しないこととしていますので、応募に当たっては、留意してください。

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究、基盤研究（基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を除く。）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のもので、平成29年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。
なお、1つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。
- ② 研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、「基盤研究（基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を除く。）」です。ただし、「若手研究（A・B）」の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。
- ③ 研究計画最終年度前年度応募により、新たに基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」に応募することはできません。また、基盤研究（B・C）審査区分「特設分野研究」を基に新たに応募することもできません。
- ④ 研究計画最終年度前年度の応募による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては重複制限は適用されません。
ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。
- ⑤ 当該新規応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題に係る平成29年度の科研費は原則として交付されず、交付された場合であっても、全額返還することとなります。このため、新規応募研究課題の研究計画調書は、平成29年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。
なお、この際、研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書を平成30年6月30日までに提出しなければなりませんので、当該報告書に係る経費も含めて作成してください。

(研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

別表 1 重複制限一覧表

1-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄)→研究代表者(乙欄)」型

乙欄 		
--	--	--

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

—：同一の研究種目(審査区分)においては、一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない)

×：一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない)

▲：乙欄の研究課題に応募できない(甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する)

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

★：原則として重複応募は認めない(明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く)

1-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(文部科学省が公募する研究種目)」について研究代表者として応募しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

乙欄 甲欄				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B	挑戦的研究	
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			開拓	萌芽
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
新学術領域研究(研究領域提案型)	総括班※	新規	代表者	×	■					■		■			×	
		継続	代表者	▲	▲					▲		▲			▲	
	計画研究	新規	代表者	□						■		■			×	
		継続	代表者	□						▲		▲			▲	
	公募研究	新規	代表者	□											×	
		継続	代表者	□											▲	

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

2-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究分担者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)」について研究代表者として応募しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

乙欄 <			
---	--	--	--

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

2-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄)→研究分担者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）に研究代表者として参画しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

[illegible]

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

3-1)「研究分担者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)に研究分担者として参画しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究分担者になっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

[illegible]

※国際活動支援班は総括班と同様の重複制限となります。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

3-2)「研究分担者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）に研究分担者として参画しようとする者又は平成29年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

[illegible]

空欄：双方の研究課題とも応募できる

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する